

d カードケータイ補償規約

[改正]	[現行]
<p>d カードケータイ補償規約（以下「本規約」といいます）は、当社が d カードの会員に対し提供する「d カードケータイ補償」（以下「本特典」といいます）の内容および提供条件等の基本的事項を定めるものです。</p> <p>第 1 条（略）</p> <p>第 2 条（本特典の内容）</p> <p>1.本特典は、対象端末が紛失、盗難により会員の占有を離れたとき、または火災、水濡れその他偶然な事故により全損等の修理不能となったときで、かつ継続して使用できない状態になった場合において（以下これら対象端末が継続して使用できなくなった原因を総じて「事故」といいます）、会員が第 3 項第 5 号に定める補償条件に基づき新端末を購入した場合に、第 3 項第 3 号において、当社が会員に対して補償する金額として定める本代金から、第 3 項第 4 号に定める自己負担金を差し引いた金額の支払いを受けることができる特典です。本特典による補償にあたっては、当社所定の審査があります。</p> <p>2.（略）</p> <p>3.提供条件</p> <p>（1）補償期間</p> <p>対象端末の購入日から起算して、d カード会員の場合は 1 年間、d カード GOLD U 会員、d カード GOLD 会員及び d カード PLATINUM 会員の場合は 3 年間とします。</p> <p>※会員の種別は、対象端末で事故発生日にご利用されていた携帯電話番号をご利用携帯電話番号として届け出した d カードの種別によるものとします。</p> <p>※対象端末について当社が別途提供する「ケータイ補償 お届けサービス」、「ケータイ補償サービス」、「ケータイ補償サービス for iPhone&amp;iPad」、「smart あんしん補償」または「d カードケータイ補償」（以下「ケータイ補償 お届けサービス等」といいます）を利用した場合でも、補償期間の起算日は変更とはならず、対象端末の購入日となります。</p>	<p>d カードケータイ補償規約（以下「本規約」といいます）は、当社が d カードの会員に対し提供する「d カードケータイ補償」（以下「本特典」といいます）の内容および提供条件等の基本的事項を定めるものです。</p> <p>第 1 条（略）</p> <p>第 2 条（本特典の内容）</p> <p>1.本特典は、対象端末が紛失、盗難により会員の占有を離れたとき、または火災、水濡れその他偶然な事故により全損等の修理不能となったときで、かつ継続して使用できない状態になった場合において（以下これら対象端末が継続して使用できなくなった原因を総じて「事故」といいます）、会員が第 3 項第 3 号に定める補償条件に基づき新端末を購入した場合において、第 3 項第 2 号に定める補償を受けられることができる特典です。補償にあたっては、当社所定の審査があります。</p> <p>2.（略）</p> <p>3.提供条件</p> <p>（1）補償期間</p> <p>対象端末の購入日から起算して、d カード会員の場合は 1 年間、d カード GOLD U 会員、d カード GOLD 会員及び d カード PLATINUM 会員の場合は 3 年間とします。</p> <p>ただし、当該事故が、本特典の適用対象となった会員の直近の事故発生日から起算して 1 年以内に発生した事故である場合、補償の対象とはなりません。</p> <p>※対象端末について当社が別途提供する「ケータイ補償 お届けサービス」、「ケータイ補償サービス」、「ケータイ補償サービス for iPhone&amp;iPad」、「smart あんしん補償」または「d カードケータイ補償」（以下「ケータイ補償 お届けサービス等」といいます）を利用した場合でも、補償期間の起算日は変更とはならず、対象端末の購入日となります。</p>

## (2) 年間補償回数

第 1 号の補償期間中、会員の d カードの有効期限の月初から起算して 1 年間（補償期間が 3 年間の場合には、会員の d カードの有効期限の月初から起算した 1 年間の満了日の翌日から起算して 1 年間及びその次の 1 年間も同様とし、以下、各年を「本期間」といいます）に 2 回までとします。

ただし、それぞれの本期間において、1 回目の事故に係る補償の際に、第 3 号に定める年間補償限度額満額の補償を受けた場合には、2 回目の補償を受けることはできません。

## (3) 補償対象となる新端末のご購入代金

前号に定めるそれぞれの本期間において、当社が本特典により補償する金額としてご利用案内において別途定める金額（以下「年間補償限度額」といいます）を限度として、対象端末と同一機種・同一カラーの新端末のご購入代金（以下「本代金」といいます）を補償します。

それぞれの本期間において、2 回目の事故に係る補償の対象となる本代金の金額は、年間補償限度額から、1 回目の事故に係る補償の対象となる本代金の金額を控除した金額を限度とします。

年間補償限度額は、本代金（第 4 号に定める自己負担金を含みます）をもとに算出するものとします。

※会員がケータイ補償 お届けサービス等を利用した場合、または会員が加入している補償の範囲が重複する保険から保険金が支払われる場合は、本特典による補償は受けられません。

※同一機種・同一カラーの携帯電話端末がない場合は当社指定の端末となります。

※個別信用購入あっせん契約または割賦販売契約を締結して新端末をご購入された場合は、d カードでお支払いいただくことのできる頭金の金額および事務手数料の金額が補償の対象となります。（月々の分割支払金は、補償の対象外です）。

## (4) 自己負担金

1 回の事故につき、15,000 円の自己負担金をいただきます。ただし、本項第 3 号に定

## (2) 補償金額

1 事故につき、当社がご利用案内において別途定める金額を限度として、対象端末と同一機種・同一カラーの新端末のご購入代金を補償します。

※会員がケータイ補償 お届けサービス等を利用した場合、または会員が加入している補償の範囲が重複する保険から保険金が支払われる場合は、本特典による補償は受けられません。

※同一機種・同一カラーの携帯電話端末がない場合は当社指定の端末となります。

※個別信用購入あっせん契約または割賦販売契約を締結して新端末をご購入された場合は、d カードでお支払いいただくことのできる頭金の金額および事務手数料の金額が補償の対象となります。（月々の分割支払金は、補償の対象外です）。

める本代金の金額が 15,000 円以下となる場合には、自己負担金はいただきません。補償にあたっては、本代金から自己負担金を差し引いた金額（以下「本支払額」といいます）を、当社から会員に対してお支払いします。

(5) 補償条件

会員は以下の各号に定める条件を全て満たしている場合に本特典の提供を受けることができます。

[1] ~ [2] (略)

[3] 次に定める方法により、対象端末における事故発生の事実が確認できること。

・対象端末が紛失・盗難にあった場合

会員が、当社に対し紛失・盗難発生の事実を申告すること。

・対象端末が水濡れ・全損にあった場合

ドコモショップ等において、対象端末が修理不能な状態にあることをドコモショップ等のスタッフが確認していること。

※対象端末は、ドコモショップ等にて回収、または、会員ご自身で廃棄願います。

・紛失・盗難・火災時の場合

会員が、警察または消防署等公的機関へ事故の届出を行っていること。

[4] 会員が、本規約に基づく補償を受けたい旨をドコモショップ等または d カードセンターに明示したうえで、自らドコモショップ等または当社指定のオンラインショップにて新端末を購入し、かつその購入代金を会員名義の d カードを利用して支払っていること。

※なお、事故にあった対象端末で事故発生日にご利用されていた携帯電話番号をご利用携帯電話番号として届け出していた d カードで、新端末の購入代金をお支払いいただいた場合のみ、本特典による補償を受けることができます。

(3) 補償条件

会員は以下の各号に定める条件を全て満たしている場合に本特典の提供を受けることができます。

[1] ~ [2] (略)

[3] 次に定める方法により、対象端末における事故発生の事実が確認できること。

・対象端末が紛失・盗難にあった場合

会員が、当社に対し紛失・盗難発生の事実を申告するとともに、対象端末で利用中のケータイ iD サービスおよびご利用携帯電話番号にかかる FOMA サービス、Xi サービスまたは 5G サービスの利用中断申請を行っていること。

※会員が、対象端末でケータイ iD サービスを利用していない場合は、FOMA サービス、Xi サービスまたは 5G サービスの利用中断申請のみ確認させていただきます。

・対象端末が水濡れ・全損にあった場合

ドコモショップ等において、対象端末が修理不能な状態にあることをドコモショップ等のスタッフが確認していること。

※対象端末は、ドコモショップ等にて回収、または、会員ご自身で廃棄願います。

・紛失・盗難・火災時の場合

会員が、警察または消防署等公的機関へ事故の届出を行っていること。

[4] 会員が、本規約に基づく補償を受けたい旨をドコモショップ等または d カードセンターに明示したうえで、自らドコモショップ等または当社指定のオンラインショップにて新端末を購入し、かつその購入代金を会員名義の d カードを利用して支払っていること。

※なお、事故にあった対象端末で事故当時にご利用されていた携帯電話番号をご利用携帯電話番号として届け出していた d カードで、新端末の購入代金をお支払いいただいた場合のみ、本特典による補償を受けることができます。

[5] 会員が、事故発生日に届け出ていたご利用携帯電話番号にかかる FOMA サービス、Xi サービスまたは 5G サービスの契約を解約することなく、新端末への変更を行っていること、かつ本特典申請時から本特典による補償を受けるまでの間、ご利用携帯電話番号を事故発生日のものから変更していないこと。

[6] (略)

[7] 事故発生日より 60 日以内に上記 [3] から [6] に定める手続き ([6] については、事故発生日より 60 日以内の消印有効) が完了していること。

(6) 補償対象とならない損害等

[1] ~ [8] (略)

(7) 補償方法

当社は、本特典にかかる補償を、次の方法により行います。

・カード会員番号が「4980」、「5302」、または「5334」からはじまる d カード会員の場合毎月 16 日から翌月 15 日までを対象期間(以下「対象期間」といいます)とし、当社が会員に対する補償を決定した日(以下「補償決定日」といいます)を含む対象期間の終了日の翌月の会員の d カード利用代金等から本支払額を減額することにより補償します。なお、減額対象となる d カード利用代金等が本支払額に満たない場合には、その差額を決済口座へ振り込みます。

・カード会員番号が「4363」、「5344」、または「5365」からはじまる d カード会員の場合補償決定日を含む対象期間の終了日の翌月の会員の d カード利用代金のうち、ショッピング利用代金から本支払額を減額することにより補償します。

※上記の定めにかかわらず、補償決定日時点で会員が当社に支払うべきショッピング利用代金の支払いを遅滞している場合、または補償決定日時点でショッピングリボ、ショッピング分割払い、2 回払い、もしくはボーナス払い等の利用により、会員が当社に支払うべき弁済期が到来していないショッピング利用代金がある場合には、当社は、当社が適当と認

[5] 会員が、事故当時に届け出ていたご利用携帯電話番号にかかる FOMA サービス、Xi サービスまたは 5G サービスの契約を解約することなく、新端末への変更を行っていること、かつ本特典申請時から本特典による補償を受けるまでの間、ご利用携帯電話番号を事故当時のものから変更していないこと。

[6] (略)

[7] 事故発生日より 60 日以内に上記 [3] から [6] に定める手続きが完了していること。

[8] 上記 [3] から [6] に定める手続き完了日から過去 1 年以内に発生した別の事故により、本特典による補償を受けていないこと。

(4) 補償対象とならない損害等

[1] ~ [8] (略)

(5) 補償方法

当社は、本特典にかかる補償を、次の方法により行います。

・カード会員番号が「4980」、「5302」、または「5334」からはじまる d カード会員の場合毎月 16 日から翌月 15 日までを対象期間(以下「対象期間」といいます)とし、当社が会員に対する補償を決定した日(以下「補償決定日」といいます)を含む対象期間の終了日の翌月の会員の d カード利用代金等から補償相当額を減額することにより補償します。なお、減額対象となる d カード利用代金等が補償金額に満たない場合には、その差額を決済口座へ振り込みます。

・カード会員番号が「4363」、「5344」、または「5365」からはじまる d カード会員の場合補償決定日を含む対象期間の終了日の翌月の会員の d カード利用代金のうち、ショッピング利用代金から補償相当額を減額することにより補償します。

※上記の定めにかかわらず、補償決定日時点で会員が当社に支払うべきショッピング利用代金の支払いを遅滞している場合、または補償決定日時点でショッピングリボ、ショッピング分割払い、2 回払い、もしくはボーナス払い等の利用により、会員が当社に支払うべき弁済期が到来していないショッピング利用代金がある場合には、当社は、当社が適当と認

める順序により、これらのショッピング利用代金を減額対象として、本支払額を減額し、補償することができるものとします。なお、これらのショッピング利用代金から本支払額を減額してもなお、差額が出た場合には、その差額を決済口座へ振り込みます。

第3条～第7条（略）

める順序により、これらのショッピング利用代金を減額対象として、補償相当額を減額し、補償することができるものとします。なお、これらのショッピング利用代金から補償相当額を減額してもなお、差額が出た場合には、その差額を決済口座へ振り込みます。

第3条～第7条（略）